

# 定 款 (抜粋)

第1条 (目的) 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を目的とする。

第1条 (地区) 本組合は、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び佐賀県の区域とする。

第7条 (事業) 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の必要とする車両燃料の共同購入 (2) 組合員のためにする共同宣伝 (3) 組合員のためにする情報ネットワークシステムの共同利用 (4) 組合員のためにする高速自動車国道、一般有料道路等の通行料金の支払代行 (5) 組合員のためにする損害保険の代理店業務 (6) 組合員の車両及び建設機械等の取得に関わる信販会社、車両販売会社に対する割賦代金又はリース会社に対するリース代金の支払保証 (7) 組合員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。) 及び組合員のためにするその借入れ (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合員に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (9) 組合員の福利厚生に関する事業 (10) 前各号の事業に附帯する事業

第8条 (組合員の資格) 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表に掲げる事業を行う事業者であること。 (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 、同条第6号に規定する暴力団の構成員 (以下「暴力団員」とい暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団員等」という。)) (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者 (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者 (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

1 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

第10条 (加入者の出資払込み) 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継する場合は、この限りでない。

第12条 (自由脱退) 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

1 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

第13条 (除 名) 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員 (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員 (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする組合員 (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員 (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員 (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

第14条 (脱退者の持分の払戻) 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額 (本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員に応じて減額した額) を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

第15条 (使用料又は手数料) 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

1 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率は率を限度として、理事会で定める。

第20条 (延滞金) 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセント割合で延滞金を徴収することができる。

第22条 (出資1口の金額) 出資1口の金額は、1万円とする。

第23条 (出資の払込み) 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

第24条 (持 分) 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

1 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

別 表

業 種	業種コード	業 種	業種コード	業 種	業種コード
鉄鋳業	0513	産業機械器具卸売業	541	教養・技能教授業	824
一般土木建築工事業	061	電気機械器具卸売業 (家庭用電気機械器具を除く)	5432	その他の教養・技能教授業	8249
土木工事業 (舗装工事業を除く)	062	医療用機械器具卸売業 (歯科用機械器具を含む)	5493	保育所	8531
造園工事業	0622	家具・建具卸売業	5511	老人福祉・介護事業	854
建築工事業 (木造建築工事業を除く)	064	百貨店、総合スーパー	5611	産業廃棄物処理業	882
建築リフォーム工事業	0661	呉服・服地・寝具小売業	571	労働者派遣業	912
とび・土工・コンクリート工事業	072	男子服小売業	5721	他に分類されないサービス業	9599
塗装工事業	077	婦人服小売業	5731		
床・内装工事業	078	洋品雑貨・小間物小売業	5793		
電気通信・信号装置工事業	082	鮮魚小売業	5841		
冷暖房設備工事業	0832	その他の飲食料品小売業	589		
その他の食料品製造業	099	茶類小売業	5894		
果実酒製造業	1021	中古自動車小売業	5912		
製材業、木製品製造業	121	電気事務機械器具小売業 (中古品を除く)	5932		
オフセット印刷業 (紙に対するもの)	1511	書籍・雑誌小売業 (古本を除く)	6061		
鍛鋼製造業	2255	建物売買業、土地売買業	681		
看板・標識機製造業	3292	不動産代理業・仲介業	682		
他に分類されないその他の製造業	3299	不動産管理業	6941		
ソフトウェア業	391	社会保険労務士事務所	7251		
情報処理サービス業	3921	税理士事務所	7242		
出版業	4141	経営コンサルタント業	7281		
一般貸切旅客自動車運送業	4331	土木建築サービス業	742		
一般貨物自動車運送業	441	日本料理店	7621		
その他の衣服卸売業	5129	焼肉店	7625		
野菜卸売業	5213	美容業	783		
その他の建築材料卸売業	5319	他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999		